

## 平塚果園ガゼンハイム

- ① 自治会役員はガゼンハイム住人の中から3人選出(会長、副会長、会計)1年間の役員とする。
- ② 管理費は1ヶ月¥2000とする。当月の5日迄に会計に届ける。
- ③ 住人の住居清掃は各階(住人がいる階)のエンタランス・エヴィンゲ-を提手板か廻りくぐるなど。その月に各1回行う。
- ④ 年1回排水管清掃を行う。業者に依頼して管理費より支払う。(台計・洗トイレ・風呂場)
- ⑤ 空地の草むしりは自治会役員が月・日を決めて住人で行う(年2回位)  
その他は市の生草処理事業団に依頼して管理費より支払う。
- ⑥ ゴミ処理は、市からの配布に記載されている通り。
- ⑦ 町内会入会は本人の任意に手配せる。
- ⑧ テニスの共用コート使用は無料

H25. 10. 1. 現在